

議案第七十八号

三朝町役場の位置を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町役場の位置を定める条例の一部を改正することについて
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により
本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾四年九月九日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第

号

三朝町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

三朝町役場の位置を定める条例（昭和二十八年三朝町条例第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「九七三の一番地」を「九百七十三番地の一」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。